

福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会振興基金規程

令和7年2月19日制定

(基金の設置)

第1条 この規程は、福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会(以下「協議会」という。)は、以下の各条の規定により運営する福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(目的)

第2条 基金は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第5条の規定に基づき策定した福井市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画により実施する、農林業の健全な発展に資する取組に要する経費の財源に充てることを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会〈国見岳エリアA〉及び〈国見岳エリアB〉規約第4条第1号5号で規定する事業に充てることとする。

(基金の財源)

第4条 基金の財源は、この基金に組み入れることを指定し寄附された設備整備者(発電事業者)からの拠出金及びその財産から生ずる利子配当その他の収入金(以下「運用収益」という。)とする。

(基金に関する合議制の機関)

第5条 基金への財産の組入れ、組み入れた財産の管理及び運用並びに支出等に関する重要事項について審議する合議制の機関は、協議会とする。

(基金への組入れ)

第6条 基金へ組み入れる財産は、運用収益を除き協議会の会議(以下「会議」という。)の決定によらなければならない。

(基金からの支出)

第7条 基金からの支出は、毎事業年度ごとにその計画を、会議において決定し、その実績は会議において承認する。

(情報公開)

第8条 この協議会が受領する第4条の寄附財産については、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(事務局)

第9条 基金の管理及び運用に関する事務は、福井市役所農林水産部林業水産課が所管する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、会議の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、令和7年2月19日から施行する。